

2026年度版

口腔インプラント専門医・指導医 更新申請時必要書類

- 📌 専門医更新者は、事務局から郵送（レターパック）で通達
認定期限が2027年3月31日までの方
- 📌 更新期間 2026年10月1日（木）から12月31日（木）消印有効

5年毎の更新

※指導医は、専門医の更新をもって指導医資格の更新となります

口腔インプラント専門医・指導医更新時必要書類

・ 取得単位
80単位以上
5年間の実績

・ 学術大会参加：
5回以上

・ 専門医教育講座：
3回以上

・ 技術向上講習会：
1回以上

1号様式

受付番号

受付年月日 西暦 年 月 日

公益社団法人日本口腔インプラント学会専門医更新申請書

公益社団法人日本口腔インプラント学会理事長 殿

西暦 年 月 日

ふりがな
氏名 (自署)

印

会員番号

専門医登録番号

指導医登録番号

住所 〒

電話番号

E-mail:

公益社団法人日本口腔インプラント学会専門医制度による専門医の更新を致したく、必要書類及び更新手数料を添えて申請致します。

必要書類

- (1) 専門医更新申請書 (1号様式)
- (2) 更新料納入済領収書 (写) (申請書裏面に糊付ける)
- (3) 誓約書 (2号様式)
- (4) 学術大会、専門医教育講座および専門医臨床技術向上講習会参加記録 (会員マイページより該当ページの写し)
- (5) 取得単位数 (3号様式)
- (6) 在籍証明書 (4号様式)
- (7) 診療記録 (5号様式)
- (8) 患者または保護者の同意取得済み確認書 (6号様式)
- (9) 口腔内カラー写真及びパノラマエックス線写真
- (10) チェックリスト (学会HP掲載)

(注1) BLS、ACLS、ICLSのいずれかの講習会に受講の場合修了証 (写) を添付のこと。

(注2) 自署以外はパソコンを用いて記入すること。申請書、症例報告作成方法等は学会ホームページ専門医制度更新時必要書類を参照のこと。

・ 氏名：自署記入

・ 研修施設在籍証明書

・ 本会学術大会又は支部学術大会において1回以上発表
※口腔インプラントの業績10単位以上例

口腔インプラント専門医・指導医更新時必要書類

3号様式(1)

区 分	取得単位数(注1)		
	種 別	単 位	
学会及び研修 会への出席 60単位以上必 要(注2)	日本口腔インプラント学会本部学術大会(10)		
	日本口腔インプラント学会支部学術大会(5)		
	日本口腔インプラント学会専門医教育講座(5)		
	本会支 日本口	・ 出席60単位以上	5)
	日本歯		
	日本歯科医学会分科会加入の関連学会(5)		
	日本口腔インプラント学会が認定する口腔インプラントに関する国際学会(5)		
	合 計		
口腔インプラ ントに関する 業績 10単位以上必 要)	日本口腔インプラント学会本部学術大会及び支部学術大会での主演者(15)		
	日本口腔インプラント学会本部学術大会及び支部学術大会での共同演者(10)		
	日本口腔インプラント学会誌への投稿論文筆頭著者(20)		
	日本口腔インプラント学会誌への投稿論文共同著者(10)		
	日本口腔インプラント学会認定学術誌への投稿論文著者 《筆頭(10) 共著(5)》(注3)		
	単行図書の筆頭著者(15)		
	単行図 日本歯	・ 業績10単位以上	
	本会の 講座、専門医臨床技術向上講習会の講演(10)(注5)	≧専門医教育	
	大学、歯科医師会及び研修施設の研修会での講演・講義・実習(5)(注6)		
	日本口腔インプラント学会専門医臨床技術向上講習会の2回目以降(10)(注7)		
過去5年以内に受講したBLS、ACLS、ICLSのいずれかの講習会(10)			
	合 計		
	総 計		
症例報告 (注8)	専門医資格取得後又は更新後上部構造体を装着し、3年以上経過した3症例につ いてレポート形式(所定の5号様式)で報告すること(注9)		

※上記内容の対象

・ 合計80単位以上

実績とする。

(注1) 学会及び研修

以上を必要とする。

(注2) 本部学術大会及び支部学術大会参加を計5回以上(本部学術大会と支部学術大会を1回は含むこと)、専門医教育講座受講を15単位(3回)、専門医臨床技術向上講習会を10単位(1回)以上含むこと。

4号様式

公益社団法人日本口腔インプラント学会指定研修施設 在籍証明書

殿は、西暦 年 月 日か
ら西暦 年 月 日まで継続 年 カ月間下記
研修施設に在籍し研修して(いる・いた)ことを証明致します。

西暦 年 月 日

研修施設名 印

研修施設長(自筆) 印

・ 研修施設長(自筆) 捺印

同意書の提出方法の変更

従来通り

同意書

医療機関名：

当科(院)に受診した患者様の口腔内写真、エックス線写真、及び各種検査内容は、初診時と経過、現在の状態などを比較検討する上で大変重要な資料です。また、今後のインプラント治療の向上のため、公益社団法人日本口腔インプラント学会の専修医、専門医、指導医取得・更新の資料として学会等に報告する場合があります。個人情報の守秘義務を遵守し、上記の目的以外には使用しませんので、予めご了承下さい。
上記内容について同意頂ける場合、サインをお願いいたします。

西暦 年 月 日

上記内容について担当者_____から十分説明を受け、理解のうえ同意致しました。

患者氏名 (自署) 印
(保護者氏名)
住 所

※本紙は同意書の例文です。条件を満たした同意書であれば所定の用紙である必要はありませんが同意書は必ず保存をお願い致します。

個々の患者から同意書を取得し、各自保管してください。

New

患者または保護者の同意取得済み確認書

Ver.20230530

今回使用する患者情報(画像検査写真、病態写真、診療録記載内容など)について、プライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう十分配慮した上で使用させて頂く事について、患者または家族からインフォームドコンセントを得ています。

また、患者プライバシー保護などに関して問題が発生した場合は、わたしが責任を負うことを誓います。

西暦 年 月 日

氏名(自署)

印

申請者の「患者または保護者の同意取得済み確認書」のみを提出のこと。

サンプル例

専門医更新チェックリスト(2025年度版)

※2018年1月1日から2022年12月31日までに上部構造装着を終了した症例についての審査となります。

▼下記の項目について右端に確認チェック(✓)のうえ申請書類に添え提出してください。

申請者氏名	専門医登録番号	指導医登録番号
様式1	1	日付、印など所定の位置に正しく記載されていますか(名前は自筆、それ以外は可能な限りパソコンで記載のこと)。
様式2	2	書類に不備がないか指導医に確認してもらいましたか。
	3	申請書(1号様式)表面に5万5千円の更新料納入済領収書コピーが添付されていますか。
	4	所定の用紙に必要事項を記載しましたか。
参加歴	5	会員マイページの「大会参加情報」および「講習会等参加情報」のPDFの写しを添付しましたか。
	6	参加章のコピーは、日本歯科医学会の専門分科会、その関連学会、もしくは本会が認定した学会ですか。
	7	本会の学術大会及び支部学術大会参加を5回以上含んでいますか。
3号様式1	8	専門医教育講座受講を15単位(3回)以上含んでいますか。
	9	更新認定期間内に開催された専門医臨床技術向上講習会受講を10単位(1回参加)以上含んでいますか。
	10	学会及び研修会への出席単位合計が60単位を超えていますか。
3号様式2	11	口腔インプラントに関する業績を10単位以上含んでいますか。
	12	学術大会及び研修会への出席並びに口腔インプラントに関する業績の合計が80単位を超えていますか。 ※認定学術誌は附表2に従う。右記学会HP (https://www.shika-implant.org/shika/wp-content/uploads/2024/02/huhvo2.pdf) 専門医制度附表2に記載があります。
	13	規程通り業績10単位以上を満たし、学会及び研修会への出席並びに口腔インプラントに関する業績で80単位を超えていれば論文は無くてもかまいません。
3号様式3	14	研究論文は、著者名、論文名、雑誌名、巻・号、頁、発行日の順に記載されていますか。
	15	申請者の著者名に下線が引かれていますか。
	16	表紙と該当内容が添えられた別冊1部が添付(コピーでも可)されていますか。 ※当学会の業績を添付する場合、○巻○号と記載がされた表紙と学会誌該当抄録(特別号も含む)のコピー1部を添付してください。
3号様式3	17	規程通り業績10単位以上を満たし、学会及び研修会への出席並びに口腔インプラントに関する業績で80単位を超えていれば発表は無くてもかまいません。
	18	研究報告発表は、演者名、演題名、学会名、開催年月日・都道府県の順に記載されていますか。
	19	申請者の演者名に下線が引かれていますか。

申請者氏名自署記入

18	表紙と該当内容が添えられた別冊1部が添付(コピーでも可)されていますか。 ※本学会誌29巻1号(2016年3月末以降)より電子版となったため、学会HPの刊行物のページより抄録を印刷し申請書に添付ください(その場合表紙は不要)。 学会誌・学術大会抄録集 (https://www.shika-implant.org/publication/kyouroku/)。
4号	19 所属されている本学会指定研修施設から在籍証明書を作製してもらいましたか。
5号様式	20 指導医の自筆サイン、検印、インプラントの種類など正しく記載されていますか。
	21 2018年1月1日以降に上部構造が装着された症例ですか。
	22 2025年12月31日までに上部構造装着後3年以上経過した症例ですか。
	23 初診日、埋入部位、埋入日、上部構造装着日、経過観察日が記載されていますか。
	24 I症例概要、主訴、既往歴、現病歴、現症、診断名、II治療内容、III経過と考察、IV結論という順番に記載されていますか。
	25 臨床経過の説明は、所定の様式内(5号様式)1枚に納まるよう記載されていますか。
	26 症例記載一覧の文章内に経過期間がわかる日付が記載されていますか。
	27 パノラマエックス線写真及び口腔内写真は症例番号、日付が記入されていますか。
	28 パノラマエックス線写真は両側顎関節まで撮影され、口腔内写真をA4光沢紙に印刷していますか。 ※顎関節を同時撮影できない場合は機種名を記載してください。
	6号
	30 本年度までの年会費を納入しましたか。

※2021年度(2021年4月)からの取得単位が更新時に有効な単位です。(更新延期者を除く)

専門医更新料: 5万5千円

お振込先:

- 郵便局から振り込みの場合 (郵便局備え付の振替用紙《青色》をご利用)
 - 口座番号: 00150-9-608413
 - 口座名: 公益社団法人日本口腔インプラント学会認定委員会
- 銀行から振り込みの場合
 - 銀行名: ゆうちょ銀行
 - 店名(カナ): 〇一九店(ゼロイチキユウ店)
 - 預金種目: 当座
 - 口座番号: 0608413
 - カナ氏名(受取人名): コウシキザンカクジンキョウカクインプラントガクニテイイ

※その他学会HPに記載されている専門医制度規定・施行細則を参照の会事務局に書留またはレターパック、宅配便で送付してください。

確認してチェック(✓)を入れて提出

口腔インプラント専門医・指導医 更新時必要書類

専門医と指導医は5年毎に更新が必要である。専門医の更新時の必要書類は、更新書類と3症例の口腔内写真とパノラマエックス線写真による症例報告が必要であり、この審査し合格したものに資格の更新を認める。

※指導医は、専門医の更新をもって指導医資格の更新となる。

※指導医取得後、5年経過しなくても専門医の更新時に指導医の更新となる。

口腔インプラント専門医(指導医)

症例数	3症例 ※1
症例経過年数	上部構造装着後3年以上経過したもの
更新用症例 ※2※3※4	3症例分の術前と上部構造装着後3年以上経過時の口腔内写真とパノラマエックス線写真をファイルにまとめて提出すること(図1・注意事項1参照)
その他	

- ※1: 症例には、ボーンアンカーブリッジや骨造成(骨増生)などの規定はない。
- ※2: 術前の口腔内写真は、必ずしも初診時ではなく、欠損の状態がわかる写真を示す(注意事項1参照)。
- ※3: 術前のパノラマエックス線写真とは、インプラント治療に当たって診断の根拠としたエックス線写真(パノラマ、CT等)のことである(注意事項2・3参照)。
- ※4: 術前および上部構造装着後3年以上経過時をA4光沢紙1枚に印刷しファイルにまとめて、更新書類と一緒に送付すること。

記載例

+		指導医 氏名(自署)		指導医 捺印	
症例番号	1	患者名	○村○子	男・女	50才
インプラントの種類: Straumann BLT SLActive φ4.1mm, 12mm					
埋入部位(歯式): 上顎左側中切歯(以下: 21)					
治療ないし手術の内容及び経過(本用紙1枚に収まる範囲内で詳細に記入すること)					
初診日	2017年3月8日	術前パノラマエックス線	2017年6月21日		
埋入手術日	2017年7月27日	上部構造体装着日	2018年1月18日		
		上部構造装着後3年以上経過時パノラマエックス線	2022年7月29日		
		上部構造装着後3年以上経過時口腔内写真	2022年7月29日		
I 症例概要					
主 訴: 上の前歯の歯ぐきが腫れる。もし抜歯が必要ならばインプラント治療を考えている。					
既往歴: 特記すべき事項なし					
現病歴: 約10年前に21部の歯肉が腫れ、歯根が割れていると診断されたが保存治療を行った。約2か月前から同部の歯肉がまた腫れてきたために来院した。					
現 症: 11-21の遠心側から歯肉が腫れている。歯根は破折しては認めなかった。					
CT所見					
診断名: 21歯根破折					
II 治療内容					
21は歯根破折して歯後欠損部への補綴方法として可撤式義歯を装着し、経過観察した。21部周囲の軟組織は良好で、21部周囲の軟組織にインプラントを埋入し、2017年7月27日局所麻酔下でインプラント埋入手術を行った。Straumann Baal SLActive φ4.1mm, 12mmのインプラントを埋入し、2017年10月12日のプロビジョナル装着し周囲組織の安定化を図り、2018年1月18日のジルコニアスクリーン固定式セラミッククラウンを装着した。					
III 経過と考察					
上部構造装着後4年6か月経過後、口腔内清掃状態は良好でありインプラント周囲組織の炎症は認めない。またエックス線所見でもインプラント周囲の骨は安定しており良好である。患者は審美性と咀嚼機能が改善され、違和感なく満足している。					
IV 結論					
上顎中切歯の単独歯欠損に対する歯科補綴処置において、装着感や残存歯への負担また健康維持、切削などの観点からインプラントによる審美的機能的な回復は有益な治療法であることが示唆された。					

I. 症例の概要
II. 治療内容
III. 経過と考察
IV. 結論

×3 症例

図1 ①更新時口腔内写真とパノラマエックス線写真(例)

症例番号1 20XX.X.X撮影 インプラント体埋入術前(下顎) 01LN

A4

:光沢紙縦印刷



図1 ②更新時口腔内写真とパノラマエックス線写真(例)

症例番号1 20△△.X.X撮影上部構造装着後3年以上経過時(下顎)01LN

A4

:光沢紙縦印刷



× 3 症例

図1 ②更新時口腔内写真とパノラマエックス線写真(例)

症例番号1 20△△.X.X撮影上部構造装着後3年以上経過時(下顎)01LN

A4

:光沢紙縦印刷



☑症例番号 1

☑20△△.X.X撮影

☑インプラント体埋入術前(下顎)

☑上部構造装着後3年以上経過時

☑01LN

治療内容分類記号

左2桁: 欠損歯数

3桁目: 上顎(U)・下顎(L)

4桁目: 通常埋入(N)・骨増生(G)

5桁目: 抜歯即時埋入(S)

記載例

症例番号	1	患者名	〇村〇子	男・女	50才
------	---	-----	------	-----	-----

インプラントの種類: Straumann BLT SLActiveφ4.1mm, 12mm
 埋入部位(歯式): 上顎左側中切歯(以下: 21)

治療ないし手術の内容及び経過(本用紙1枚に収まる範囲内で詳細に記入すること)
 初診日 2017年3月8日 術前X線 2017年6月21日
 埋入手術日 2017年7月27日 上部構造体装着日 2018年1月18日
 上部構造装着後3年以上経過時X線 2022年7月29日
 上部構造装着後3年以上経過時口腔内写真 2022年7月29日

I 症例概要
 主訴: 上の前歯の歯ぐきが腫れる。もし抜歯が必要ならばインプラント治療を考えている。
 既往歴: 特記すべき事項なし
 現病歴: 約10年前に21部の歯肉が腫れ、歯根が割れていると診断されたが保存治療を行った。約2か月前から同部の歯肉がまた腫れてきたため来院した。
 現症: 11-21部の歯根は破折していた。C
 診断名: 21部

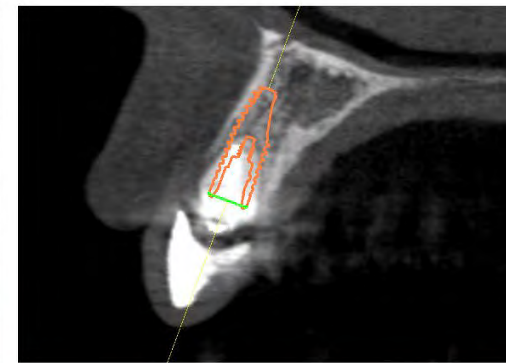
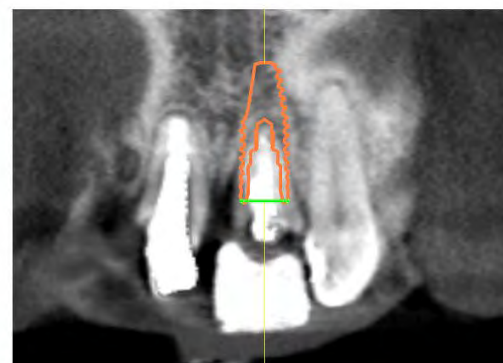
II 治療内容
 21は歯根破折後欠損部への補綴方法として可
 療期間、費用、
 得た。21部周囲
 後にインプラ
 2017年7月27
 ルガイドを用い
 Straumann Ba
 ップはほとんど
 て縫合し手術を
 10月12日のブ
 リュー固定式セ

III 経過と考察
 上部構造装着後4年6か月経過後、口腔内清掃状態は良好でありインプラント周囲組織の炎症は認めない。またエックス線所見でもインプラント周囲の骨は安定しており良好である。患者は審美性と咀嚼機能が改善され、違和感なく満足している。

IV 結論
 上顎中切歯の単独歯欠損に対する歯科補綴処置において、装着感や残存歯への負担また健全歯の切削などの観点からインプラントによる審美的機能的な回復は有益な治療法であることが示唆された。

I. 症例の概要
 II. 治療内容
 III. 経過と考察
 IV. 結論

症例番号1 2017.6.21撮影 インプラント埋入術前(上顎) 01UGS



症例番号1 2017.6.21撮影 インプラント埋入術前(上顎) 01UGS



症例番号1 2022.7.29撮影上部構造装着後3年以上経過時(上顎)01UGS



Q

専門医更新時の症例は、資格所得後に治療した症例ですか？

A

資格所得後5年間に上部構造を装着を終了して経過観察を3年以上行った症例を提出してください。

但し、埋入手術などの治療のスタートは、資格取得日から3年前まで遡ることができます。

Q

各資格試験・各資格更新時に提出症例の判断基準について？

A

ケースプレゼンテーション試験・専修医申請は上部構造装着後2年以上、専門医・指導医の資格試験・資格更新は上部構造装着後3年以上、メンテナンス期間中良好に経過した症例で、新たな治療介入がない症例を原則。但し、外傷や予期せぬ修復物の脱離への対応等、術前診断および上部構造装着時において医学的に予測不能な事象に対するインプラント以外の治療介入については、口述試験においてその治療介入がメンテナンス期間中の予期せぬ事象への対応であったことを明確に説明でき、その説明が適切であると判断されれば、当該症例を経過良好な症例として取り扱うこととする。

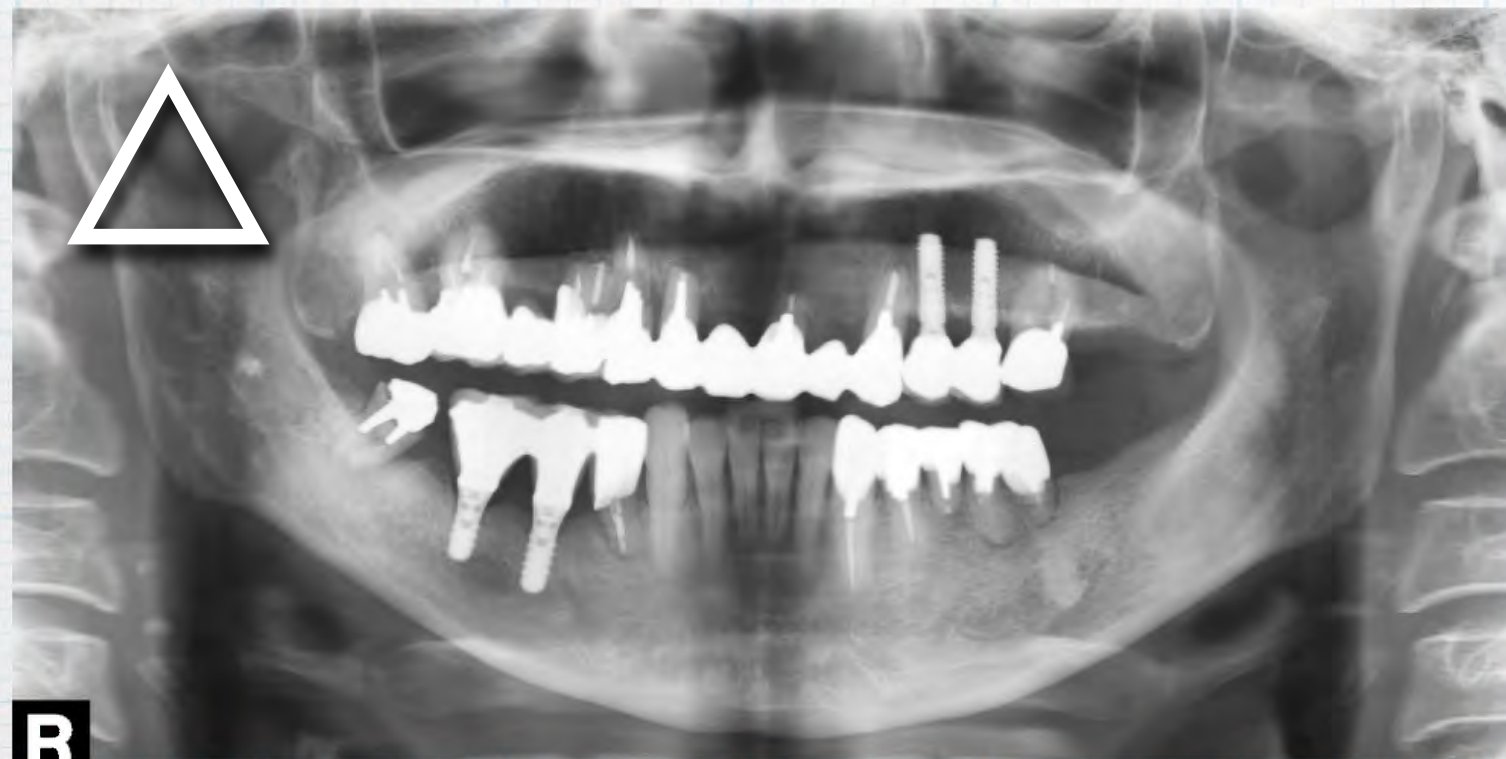
A

たとえば、上下顎であっても、一口腔単位でインプラント診療を含む治療計画の下に終了された症例でなければ、別々の症例として認められません。 例えば、上顎にインプラント治療をされて、上部構造装着後3年以上良好に経過していても、下顎のインプラント治療が上部構造装着後3年未満であれば、上顎のみを1症例として提出することはできません（あくまで一口腔単位で、**上部構造装着後3年以上、新たな治療介入無しに良好に経過していなくてはなりません**）。また、全てのインプラント治療が上部構造装着後3年以上の症例であっても、当該部位のインプラントだけでなく、**一口腔単位で予後良好な症例の提出**を求めています。

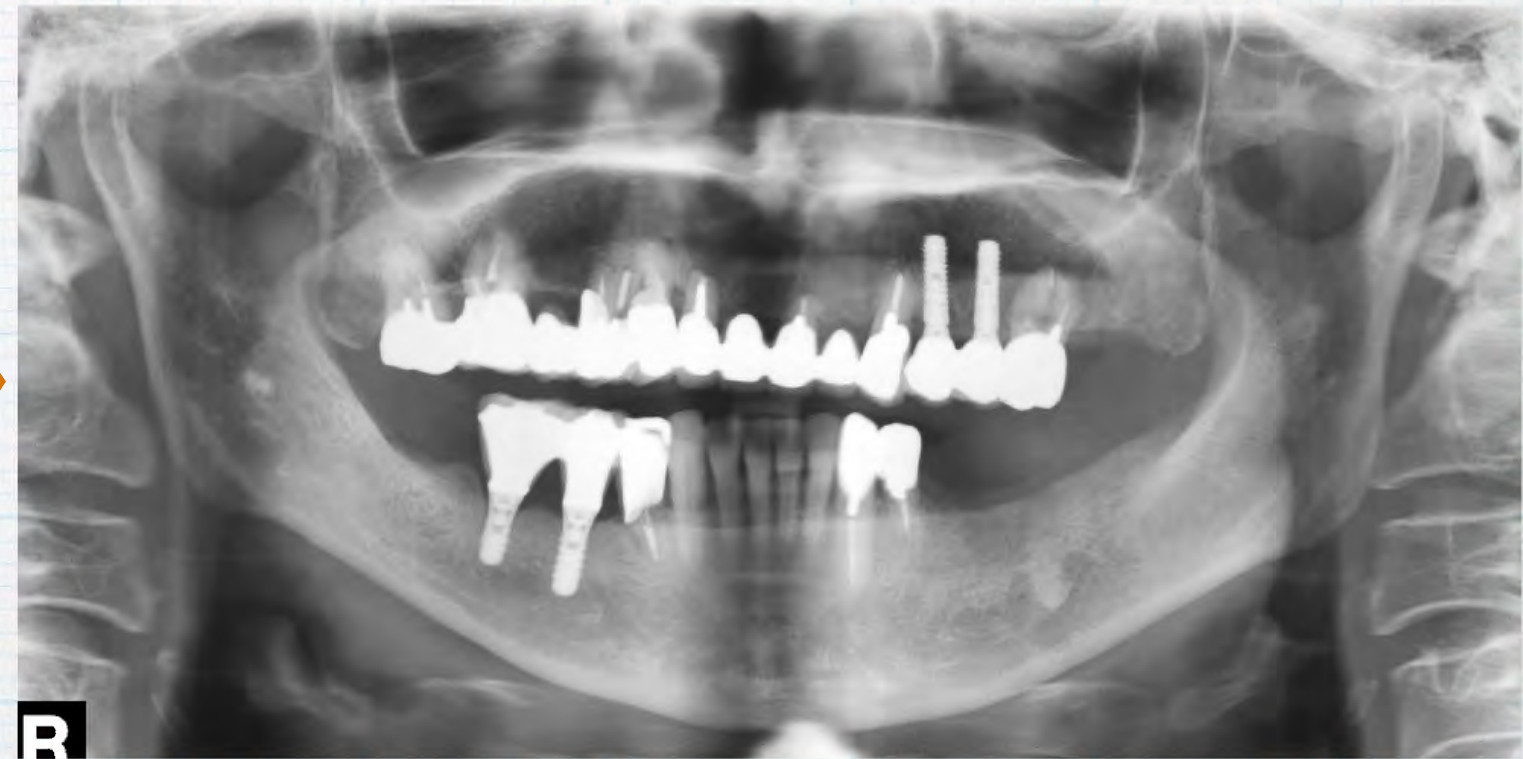
上部構造装着後3年以内の治療介入 **新たな欠損**

- ☑ 上部構造装着直後から3年以内に、新たな欠損が生じた。

上部構造装着直後



上部構造装着後3年以上経過時



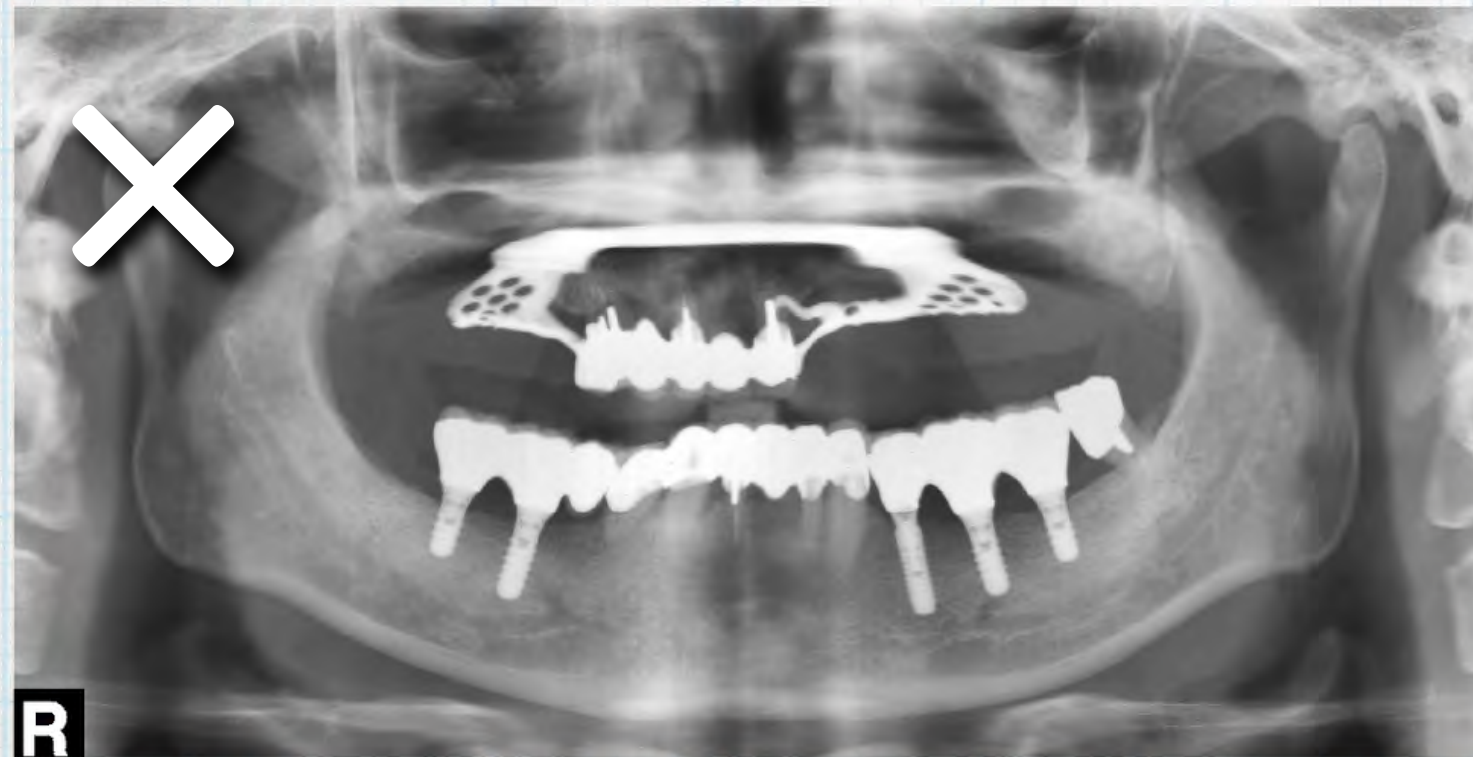
上部構造装着後3年以内に新たな欠損が生じた症例は、症例変更（差し替え）の対象です。但し、術前診断および上部構造装着時において予測不能な事象で抜歯せざるを得ない場合、適切な医療判断がされている事を明確に説明できれば、症例として認めます。

上部構造装着後3年以内の治療介入 新たなインプラント治療

- ☑ 上部構造装着直後から3年以内に、新たにインプラント治療を施術した。

上部構造装着直後

上部構造装着後3年以上経過時



上部構造装着後3年以内に新たにインプラント治療を施術した症例は、症例変更（差し替え）の対象です。本ケースの場合たとえ下顎が3年以上経過していても、上顎が治療完了し上部構造装着後3年以上経過していなければ症例として不適切です。

上部構造装着後3年以内の治療介入 **新たな補綴**

- ☑ 上部構造装着直後から3年以内に、天然歯に新たな補綴治療を施術した。

上部構造装着直後

上部構造装着後3年以上経過時



術前診断および上部構造装着時において医学的に予測不能な事象に対するインプラント以外の治療介入については、明確に理由を説明できれば症例として認めます。
インレーやコンポジットレジン等の保存修復を行っても症例として認めます。

Q

同一患者で、別々に治療（5年前に右下治療，3年前に左下治療）した場合は、別々の2症例として記載可能でしょうか？

A

1顎1症例を基本としています。
異なる時期に異なる部位に治療され、それぞれが上部構造装着後3年以上良好に経過した症例であっても、同一顎におけるインプラント治療は1症例となります。
上下顎の場合は2症例になりますが、左右は2症例とはなりません。

Q

初診時のパノラマエックス線写真しかなく、インプラント埋入部位に歯が残存しているパノラマエックス線写真しかありません？

A

CTやデンタルエックス線写真など欠損の状態や診断の根拠が確認できるエックス線写真等が必要。それもない場合は、症例変更（差し替え）となります。

インプラント施術部位に 歯根やポンティックがある場合

- ☑ 術前のパノラマエックス線写真に抜歯予定歯やポンティックがある写真しかない。

術前パノラマエックス線写真

上部構造装着後3年以上経過時



欠損の状態や診断の根拠となるエックス線写真が必要。本ケースは、34には歯根、35にはブリッジポンティックがあるため、症例変更（差し替え）の対象です。但し、欠損部位の状態が確認できるCTやデンタルエックス線写真などを別途提出できれば症例として認めます。

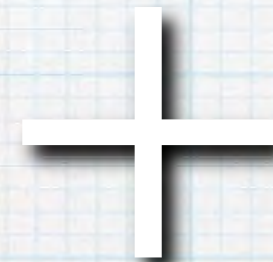
Q 術前の口腔内写真に歯やブリッジポンティックがある場合は症例として認められますか？

A 術前の口腔内写真5枚法の埋入部位に歯やブリッジポンティックがある場合は、その5枚法と1枚でも欠損状態が確認できる写真を別途提示できれば症例として認める。
しかし、抜歯後の治癒状態は、エックス線写真で確認しているので、必ずしも軟組織治癒状態の写真は求めている。

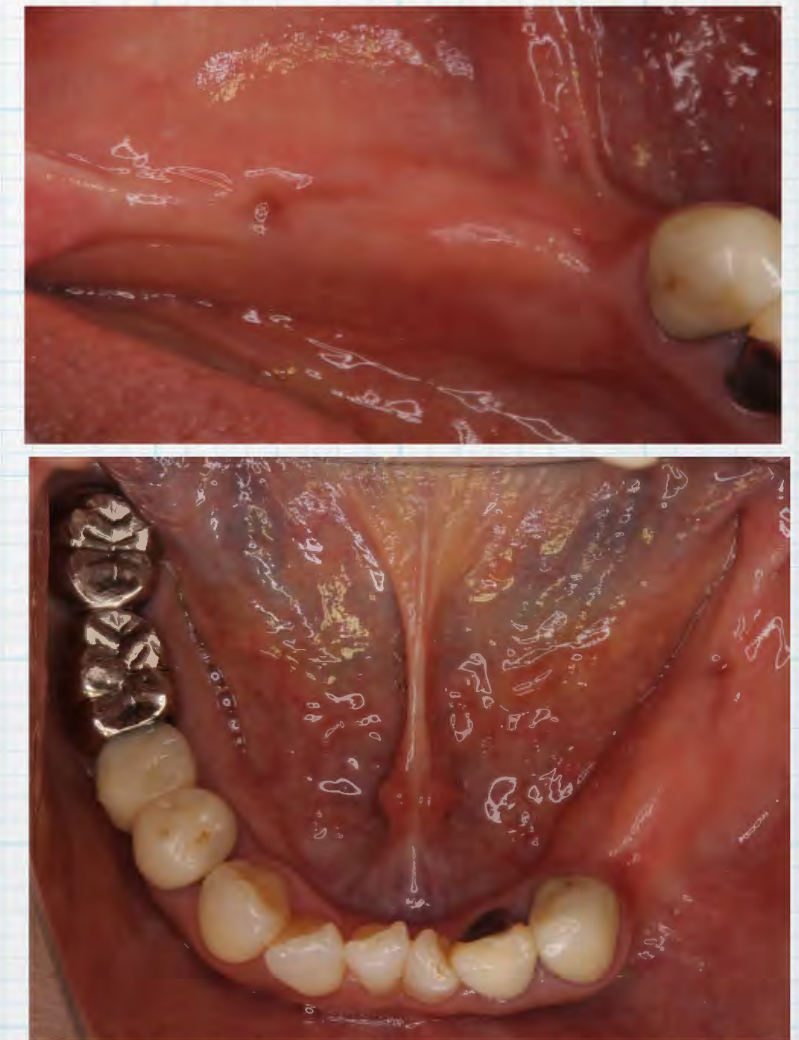
インプラント施術部位に 歯根やポンティックがある場合

- ☑ 術前の口腔内写真に抜歯予定歯やポンティックがある写真しかない

術前口腔内
写真



欠損部位の
状態が分かる
写真追加



術前口腔内写真の埋入部位に抜歯予定歯やブリッジポンティックがある場合、5枚法と1枚でも欠損状態が確認できる写真を別途提示できれば症例として認めます。

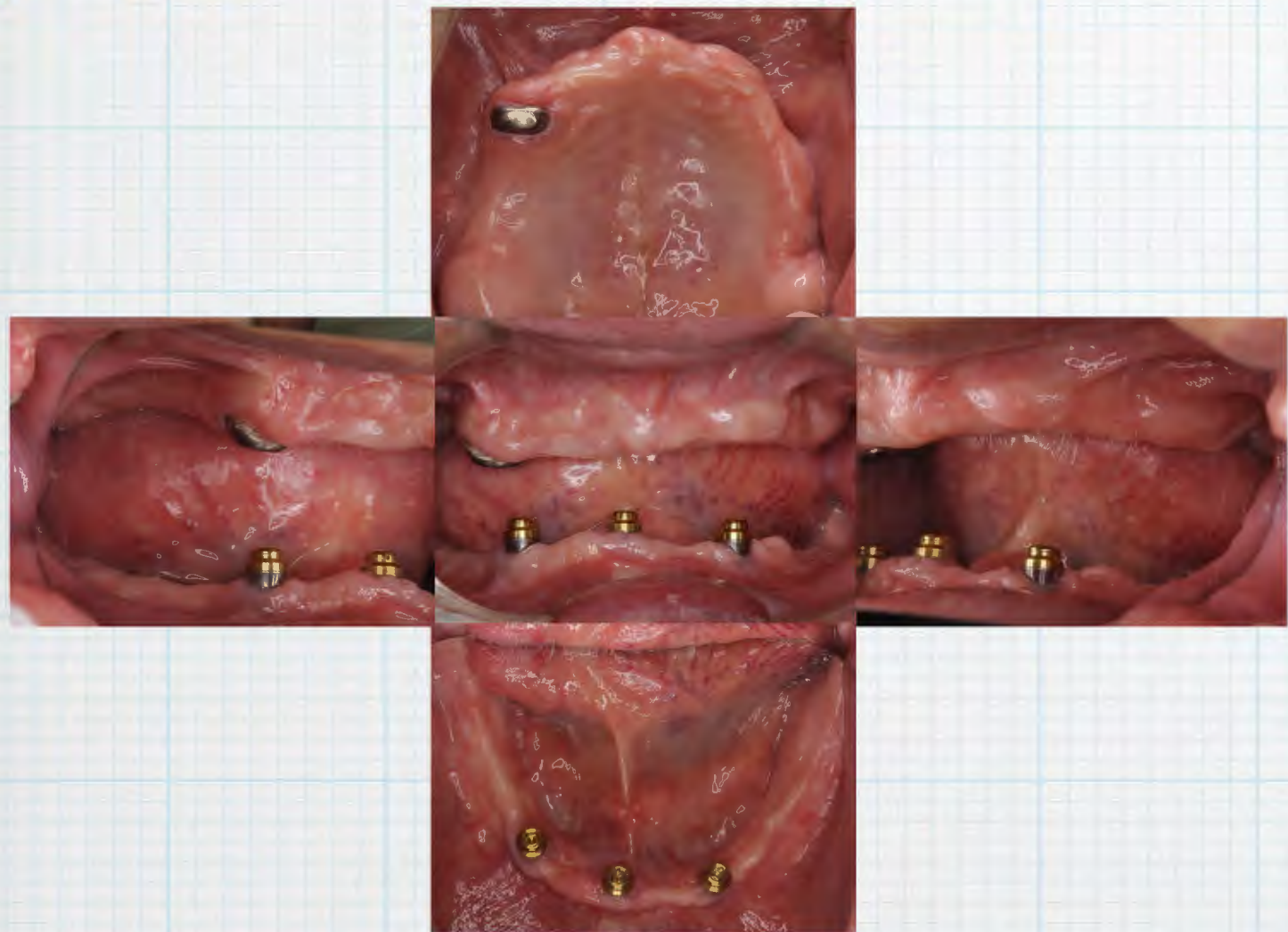
術前パノラマエックス線写真にステントが入っている場合

症例選択の注意点



術前パノラマエックス線写真にステント等が映り込んでいる場合は、顎堤の状態が分かれば問題ありません。症例資料として認めます。

New 可撤式補綴装置（義歯）装着症例の写真について



口腔内写真（可撤式補綴装置を全て外した状態の5枚法）

追加写真（可撤式補綴装置を全て装着した状態の5枚法，あるいはインプラント支持可撤性補綴装置であれば，支持装置（アタッチメント等）が確認できる写真を追加のこと）

Q

未承認医薬品や適応外医薬品（骨補填材など）の扱いについて？

A

- ケースプレゼンテーション試験症例は不可.
- 指導医の骨造成症例では、適応外医薬品の骨補填材の使用を認める。
但し、患者へのインフォームドコンセントと同意が必要
- 暫間インプラントを最終補綴とする症例は認めない

Q

書類審査で「症例不備で再提出」と戻されました
どうしたら良いのでしょうか？

A

- 基本的に落とすための再提出ではありません。
- 審査委員が不備と判断した内容を事務局から伝達しております。HPの規程や細則、必要書類などを熟読して改善し再提出してください。
- 研修施設長に相談しチェックしてもらってください。